

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業について

平成31年2月13日  
市 民 部

1 趣旨

岩手県（以下「県」という。）と調整を進めてきた運営・維持管理に係る費用負担割合及び事業費の上限額について協議が整った。

また、整備手法を設計、施工及び運営維持管理までを包括発注するPFI（BTO）方式とすることから、事業期間を2019年度から2037年度までの19年間とする債務負担行為に係る手続きについて、平成31年3月市議会において行うこととしたので、その内容について報告するものである。

2 負担割合の考え方

当該事業の負担割合の考え方について、建設費は、市においては、収容人員1万人規模の施設を単独で整備すると仮定した場合の野球場と屋内練習場の整備費用相当額の負担とし、県は2万人規模の野球場の建設費から市が負担する分を差し引いた額として、概ね「市6：県4」の負担割合となったものである。

また、運営維持管理費の負担割合については、引き続き調整を続けてきたが、今般、県と協議が整い、新野球場の利用においては、市の主催事業や高校野球岩手大会、プロ野球一軍公式戦の開催に配慮する以外は、現行の市営及び県営野球場の利用者が、公平に利用できるよう利用調整を行なうことを基本とする考えから、市と県の負担割合は「同率」とするものである。

このことから、本事業に係る市と県の負担割合については、建設費については「市6：県4」、運営維持管理費については「市5：県5」とする考えを基本とするものである。

なお、各項目に係る詳細な負担割合については、別途市と県において協定書をもって定めることとしている。

3 債務負担行為の設定

市と県のそれぞれの財源等に係る条件を整理した結果、これまで公表してきた施設整備費「約87億円」、運営維持管理費「約23億円（運営・維持管理期間15年間の総額）」（どちらも消費税額及び地方消費税額を除く。）を上限額とする事業執行が可能であることをアドバイザー契約による再調査で確認した。

今後の事業者の選定に向けた手続きの開始に先立ち、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為額を設定することとし、債務負担行為の設定限度額については、県負担分を含め「約121億円（契約手続き、設計を含む建設の期間4年間及び運営・維持管

理期間15年間の総額。消費税額及び地方消費税額を含む。)に物価変動等による増減額を加算した額」とするものである。

#### 4 今後のスケジュール

年 月	内 容
2019 (平成31) 年 3 月	市及び県における協定の締結 債務負担行為の設定
2019 (平成31) 年 4 月	特定事業選定 (P F I 法に則る事業選定) 募集要項公表
2019 (平成31) 年11月	事業者選定
2020 (平成32) 年 3 月	本契約締結
2020 (平成32) 年 4 月～ 2023 (平成35) 年 3 月の 3 か年	設計・施工
2023 (平成35) 年	供用開始

※ 設置条例の時期は、県と協議中。

#### 5 その他

共同整備に係る施設の設計・施工の事務は、市及び県における協定の締結により市が実施するものとする。